資料1

指導・監査について

地域密着型サービス

鈴鹿亀山地区広域連合　介護保険課
指導グループ

目次

1　指導･監査とは

2　実地指導の流れ，方針

3　実地指導の指摘事項

4　介護保険制度の状況

5　参考情報

1　指導･監査とは

2　実地指導の流れ，方針

3　実地指導の指摘事項

4　介護保険制度の状況

5　参考情報

1　指導･監査とは

〇集団指導

〇実地指導

〇監査

1　指導･監査とは

集団指導

1　指導･監査とは

○集団指導
厚生労働省

「集団指導は、…適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図るもの」

「介護保険制度の理解やサービスの質の向上を促すとともに、不正事案等の発生の未然防止…に資するよう」実施

出所：厚生労働省老健局「全国介護保険･高齢者保健福祉担当課長会議資料」（平成31年3月19日）p.58-59

1　指導･監査とは

〇集団指導

制度の理解+不正防止

原則として一定の場所に対象事業者を招集し，講習会方式により行います。

1　指導・監査とは

〇集団指導

内容としては

・法令遵守

・保険者からの連絡事項

・関係機関からの情報提供　　等

1　指導･監査とは

実地指導

1　指導･監査とは

○実地指導

「実地指導は、各事業所における利用者の生活実態、サービス提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら…よりよいケアの実現を図るために有効な取組み」

出所：厚生労働省老健局 「全国介護保険･高齢者保健福祉担当課長会議資料」（平成31年3月19日）p.56

1　指導･監査とは

〇実地指導

不適正な請求の防止+よりよいケアの実現

「自己点検シート」により，事業者が自己点検した結果や事前提出資料等に基づき実施

各種書類点検，ヒアリング等を行います。

1　指導･監査とは

〇実地指導

サービスの質の確保･向上や介護給付の適正化を図るため，人員，設備，運営及び介護報酬請求について指導します。

※必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。

1　指導･監査とは

監査

1　指導･監査とは

○監査

「各自治体においては、通報、苦情等により、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、指定取消等の厳正な対応をお願いしたい。」

出所：厚生労働省老健局 「全国介護保険･高齢者保健福祉担当課長会議資料」（平成31年3月19日）p.60

1　指導･監査とは

〇監査

<u>指定基準違反や不正請求への対処</u>

入手した各種情報から人員，設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求等が疑われ，その確認及び行政上の措置が必要であると認められる場合

1　指導･監査とは

〇監査

･無通告で実施するなど，より実効性のある方法で行われます。

（参考）

地域密着型サービスの事業の多くの分野においては，基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ，基準違反に対しては，厳正に対応すべきであること。

基準省令解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」平成18年3月31日

1　指導･監査とは

〇監査

「各種情報」の例

･通報･苦情･相談等に基づく情報

･ 国民健康保険団体連合会，地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

･ 介護給付費適正化システムの分析情報

など

1　指導・監査とは

2　実地指導の流れ，方針

3　実地指導の指摘事項

4　介護保険制度の状況

5　参考情報

2　実地指導の流れ，方針

- 実地指導の流れ（例）

事前
- 日程調整(電話等)
- 事前資料提出

当日
- 事業所内確認
- 聞き取り，書類確認
- 講評（確認結果の説明）

事後
- 結果通知の発送
- 改善報告の提出（必要な場合）

2　実地指導の流れ，方針

・事前提出書類（例）
※ 詳細については，実地指導の際に事前送付する通知文書に記載します。

(1)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(2) 運営規程，重要事項説明書及び利用契約書

(3)各種マニュアル（緊急時の対応，衛生管理，苦情対応，事故対応，災害対応等）

(4)事業所の案内（パンフレット等）

（5）自己点検シート・・・広域連合より送付されたシートに記入

（6）事業所の平面図

2　実地指導の流れ，方針

・当日のスケジュール例

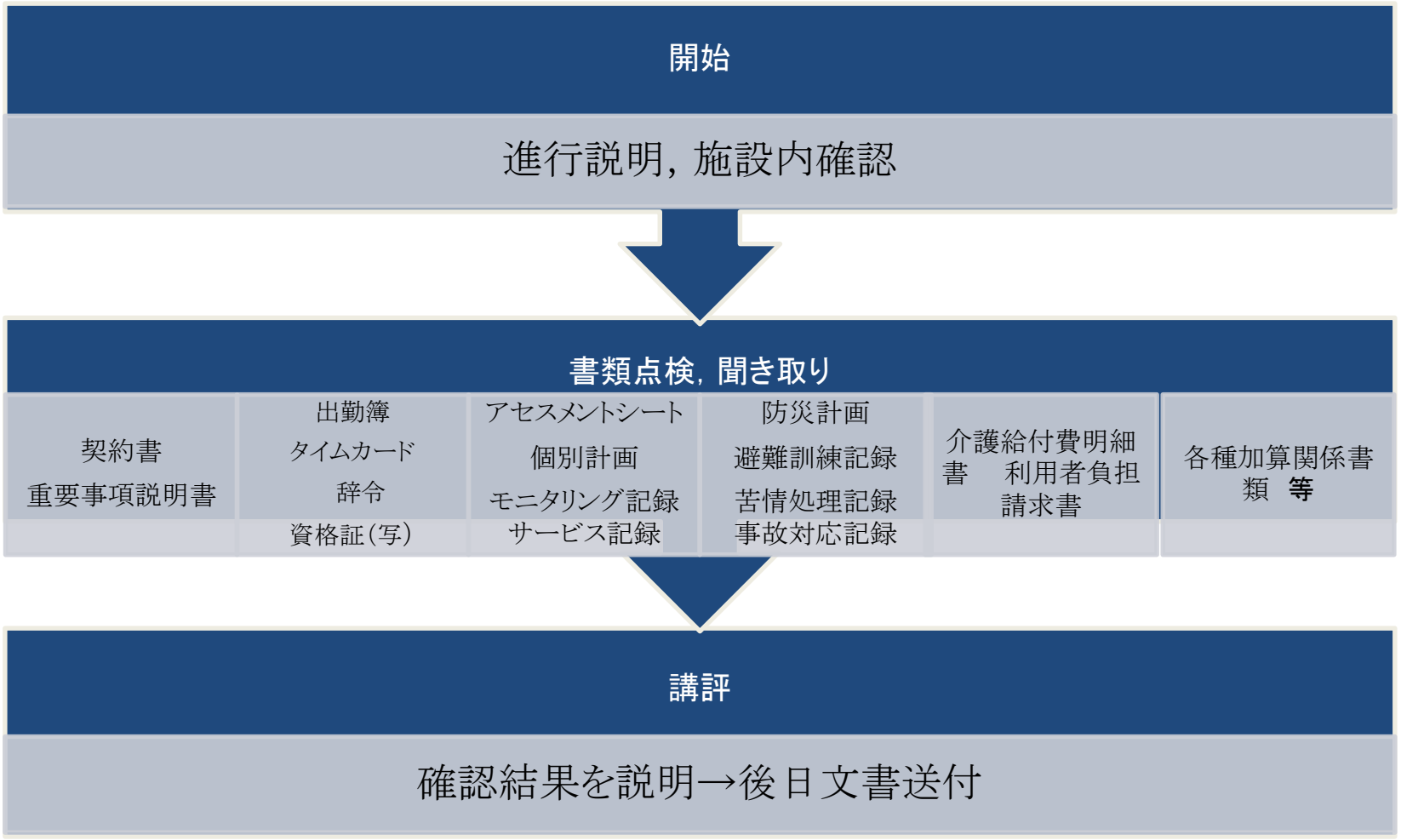

2　実地指導の流れ，方針

指導方針

1　<u>法令遵守</u>

人員基準，運営基準，介護報酬の適正な請求等

2　<u>サービスの質の確保･向上</u>

職員研修等

2　実地指導の流れ，方針

指導方針

3　危機管理への取組み

・防災（例）非常災害対策計画の策定

・防犯

4　職員による虐待行為

・利用者等に対し身体的虐待，心理的虐待，性的虐待，経済的虐待及び介護放棄を行っていないか

・虐待防止に向けた取組み

1　指導･監査とは

2　実地指導の流れ，方針

3　実地指導の指摘事項

地域密着型サービス

4　介護保険制度の状況

5　参考情報

3　実地指導の指摘事項

運営基準

○内容及び手続きの説明･同意

・重要事項説明書，個人情報に関する同意が確認できない

・重要事項説明書の金額の計算を誤っていた（単位数，１点単価）

･苦情相談窓口の電話番号が誤っていた

3　実地指導の指摘事項

運営基準

○身体拘束について(1/2)（グループホーム）

・やむを得ず身体拘束を行う場合には，その態様および時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

3　実地指導の指摘事項

運営基準

○身体拘束について(2/2)(グループホーム)

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（3月に1回以上開催）とその結果周知

・身体的拘束等の適正化のための指針を整備

・身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施（新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要）

身体拘束廃止未実施減算(100分の10)に該当しないか検討

3　実地指導の指摘事項

運営基準

○受給資格の確認

・介護度，認定有効期間の確認が不十分だった

○心身の状況等の把握

・利用者の心身の状況等の情報が，サービス提供に当たる職員と共有されていなかった

3　実地指導の指摘事項

運営基準

○サービス提供の記録

・請求とサービス内容の記録が一致しなかった

・提供した具体的なサービス内容等の記録が不正確

報酬返還や不正請求の疑いにつながることも…

3　実地指導の指摘事項

運営基準

○地域密着型通所介護計画の作成（通所）

- サービス実施期間について記載されていなかった

- 事前に利用者の同意を得ていなかった

- 居宅サービス計画が変更されたが，当該居宅サービス計画に沿って通所介護計画を変更していなかった

3　実地指導の指摘事項

運営基準

○管理者の責務

- 利用の申込みに係る調整
- 業務の実施状況の把握
- 介護従業者に必要な指揮命令を行う　等

他の従業者に全て任せきりで，管理者としての責務が不十分な状態になっていませんか？

3　実地指導の指摘事項

管理者の兼務について

パターン①　⇒　○　兼務できる

（条件1）「同一事業所内における従業者との兼務」に該当し可。

【例】

1. 訪問介護（A）の「管理者」と「サービス提供責任者」
2. 通所介護（A）の「管理者」と「生活相談員（月、火、水）・介護職員（木、金）」

パターン②　⇒　○　兼務できる

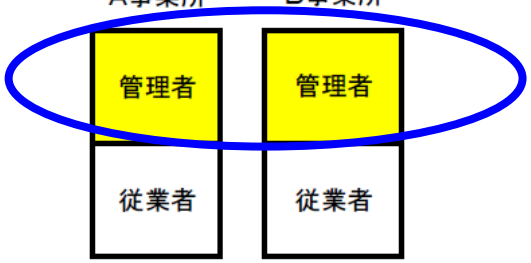

（条件2）「併設する他の事業所の管理者との兼務（管理者同士の兼務）」に該当し可。

【例】

1. 「訪問介護（A）」と「通所介護（B）」の管理者
2. 「通所介護（A）」と「（同一敷地内にある別の）通所介護（B）」の管理者
3. 「通所介護（A）」と「特別養護老人ホーム（B）」の管理者
4. 「通所介護（A）」と「認知症対応型通所介護（B）」の管理者
5. 「通所介護（A）」と「障害者総合支援法の生活介護（障がい者デイサービス）（B）」の管理者
6. 「訪問介護（A）」の管理者と「有料老人ホーム（B）」の施設長

資料：三重県長寿介護課「介護保険事業所における管理者の兼務」より一部抜粋（図は一部広域連合が加筆）

3　実地指導の指摘事項

管理者の兼務について

パターン⑥　⇒　✕　兼務できない

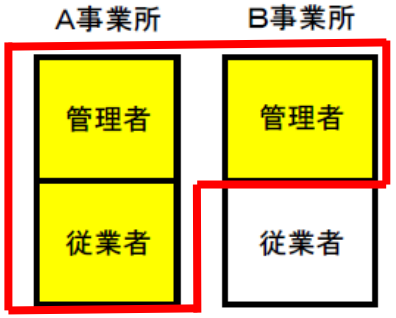

（条件1）かつ（条件2）となるため不可。
【例】
1.「訪問介護（A）の管理者兼サービス提供責任者」と
　「通所介護（B）の管理者」
2.「通所介護（A）の管理者兼生活相談員」と
　「特別養護老人ホーム（B）の管理者」
3.「有料老人ホーム（A）の施設長兼介護職員」と
　「通所介護（B）の管理者」

パターン⑦　⇒　✕　兼務できない

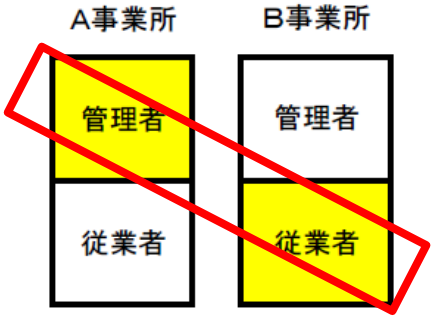

（条件1）（条件2）の何れにも該当しないため不可。
【例】
1.「訪問介護（A）の管理者」と「通所介護（B）の介護職員」
2.「特別養護老人ホーム（A）の管理者」と
　「通所介護（B）の生活相談員」
3.「居宅介護支援（A）の管理者」と
　「有料老人ホーム（B）の介護職員」

資料：三重県長寿介護課「介護保険事業所における管理者の兼務」
　　より一部抜粋（図は一部広域連合が加筆）

※詳細は，三重県HPに掲載されている左記資料をご覧ください。

3　実地指導の指摘事項

人員基準

○従業者（グループホーム）

・計画作成担当者の勤務の記録が１か月以上なく，勤務実績が不明

3　実地指導の指摘事項

人員基準

○従業者の員数（通所）

・機能訓練指導員が配置されていなかった

（機能訓練指導員の資格要件）

理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の資格を有する者

（はり師及びきゅう師については，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）

3　実地指導の指摘事項

運営基準

○秘密保持等

・秘密保持誓約書がない従業者が在籍していた

◆ホームページ等の写真・動画についても配慮をお願いします

・個人情報利用→家族の同意も必要

「サービス担当者会議等において，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること」

「鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例」第128条の20により準用する第35条等

3　実地指導の指摘事項

運営基準

○苦情処理

・苦情の内容等を記録していなかった

○受給資格の確認

・介護度，認定有効期間の確認が不十分だった

・グループホーム入居時に認知症であることの確認が不十分だった

3　実地指導の指摘事項

運営基準

○地域との連携

・運営推進会議を開催していなかった

・運営推進会議は開催していたが，記録を広域連合に未提出だった
※記録の様式例は広域連合ＨＰに掲載しています

3　実地指導の指摘事項

運営基準

○記録の整備

・辞令又は雇用契約等に，従業者が所属する事業所名及びその職種を記載していなかった

3　実地指導の指摘事項

非常災害対策

・地震に備えた物品の落下，備品等の転倒防止策が不十分だった

・非常口や通路に避難の障害となる物が置かれていた

「介護保険施設等における防災対策の強化について」

（**平24老総発0420第1号**，老高発0420第1号，老振発0420第1号，老老発0420第1号）平成24年4月20日，厚生労働省老健局総務課長，高齢者支援課長，振興課長，老人保健課長**連名通知**

3　実地指導の指摘事項

（参考）

非常災害対策（厚労省通知※より一部紹介）

・夜間対応，電話等通信機能が不能になった場合の対応等についても各事業所であらかじめ定めておくこと

・日頃より地域との関係を深め，災害時には地域住民からの支援の受け入れや地域の要援護者の避難の受け入れなど双方向の連携を行うことも検討されたい

「介護保険最新情報 Vol.282 平成24年4月20日」に同通知の掲載がありますので御参照ください。

※「介護保険施設等における防災対策の強化について」
（**平24老総発0420第1号**，老高発0420第1号，老振発0420第1号，老老発0420第1号）平成24年4月20日，厚生労働省老健局総務課長，高齢者支援課長，振興課長，老人保健課長**連名通知**

3　実地指導の指摘事項

処遇改善加算

・従業者への周知が不十分だった

「…事業所における賃金改善を行う方法等について（中略）職員に周知する…」

「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成30年3月22日老発0322第2号）

・関係書類の提出期限の順守をお願いします

1　指導・監査とは

2　実地指導の流れ，方針

3　実地指導の指摘事項

4　介護保険制度の状況

5　参考情報

4　介護保険制度の状況

総人口の推移

○ 今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合は増加していくことが想定される。

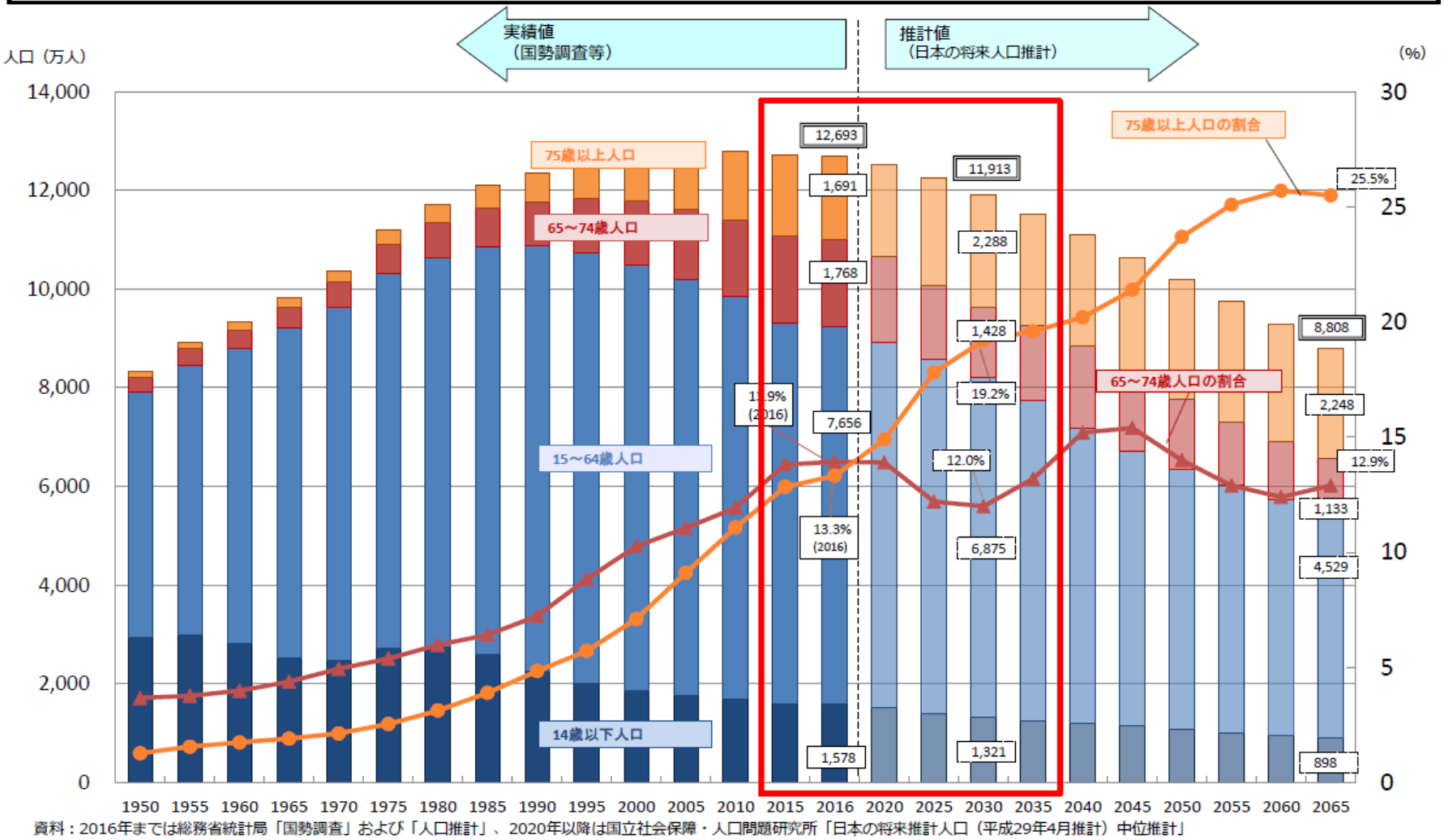

資料：2016年までは総務省統計局「国勢調査」および「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）中位推計」

厚生労働省老健局「介護保険制度をめぐる状況について」平成31年2月25日社会保障審議会介護保険部会（第75回）資料3p.13

4　介護保険制度の状況

介護保険制度の改正の経緯

第1期（平成12年度～）

平成12年4月　介護保険法施行

第2期（平成15年度～）

平成17年改正（平成18年4月等施行）

○介護予防の重視（要支援者への給付を介護予防給付に。介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施）

○施設給付の見直し（食費・居住費を保険給付の対象外に。所得の低い方への補足給付）（平成17年10月）

○地域密着サービスの創設、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第1号保険料の設定　など

第3期（平成18年度～）

平成20年改正（平成21年5月施行）

○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化　など

第4期（平成21年度～）

平成23年改正（平成24年4月等施行）

○地域包括ケアの推進。24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設。介護予防・日常生活支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予（公布日）

○介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護

○介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和。地域密着型サービスの公募・選考による指定を可能に。各都道府県の財政安定化基金の取り崩し　など

第5期（平成24年度～）

平成26年改正（平成27年4月等施行）

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等）

○全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

○低所得の第一号被保険者の保険料の軽減割合を拡大

○一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ（平成27年8月）　など

第6期（平成27年度～）

平成29年改正（平成30年4月等施行）

○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

○「日常的な医学管理」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設

○介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスを位置づけ

○特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し（2割→3割）、介護納付金への総報酬割の導入　など

第7期（平成30年度～）

厚生労働省老健局総務課「公的介護保険制度の現状と今後の役割　平成30年度」p.24

4　介護保険制度の状況

介護保険の財源構成と規模

（31年度予算案　介護給付費：10.8兆円　総費用ベース：11.7兆円）

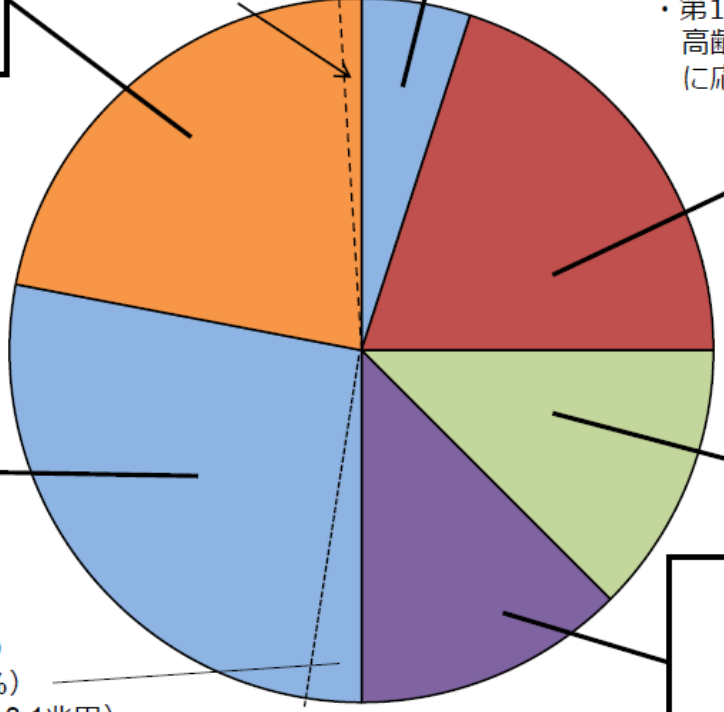

保険料　50%

公　費　50%

平成27年度から保険料の低所得者軽減強化に別枠公費負担の充当を行い、この部分が公費（国・都道府県・市町村）となる

第1号保険料
【65歳以上】
23%（2.5兆円）

・第1号・第2号保険料の割合は、介護保険事業計画期間（3年）ごとに、人口で按分

第2号保険料
【40～64歳】
27%（2.9兆円）

・第2号保険料の公費負担（0.3兆円）
　協会けんぽ（国：0.1兆円 16.4%）
　国保（国：0.3兆円　都道府県：0.1兆円）

国庫負担金【調整交付金】
5%（0.5兆円）

・第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合、所得段階別の割合等に応じて調整交付

国庫負担金【定率分】
20%（2.0兆円）

・施設の給付費の負担割合
　国庫負担金（定率分）15%
　都道府県負担金 17.5%

都道府県負担金
12.5%（1.5兆円）

市町村負担金
12.5%（1.4兆円）

※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

厚生労働省老健局「介護保険制度をめぐる状況について」平成31年2月25日社会保障審議会介護保険部会（第75回）資料3p.5

4　介護保険制度の状況

今後の介護保険をとりまく状況（１）

年齢階級別の要介護認定率の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。

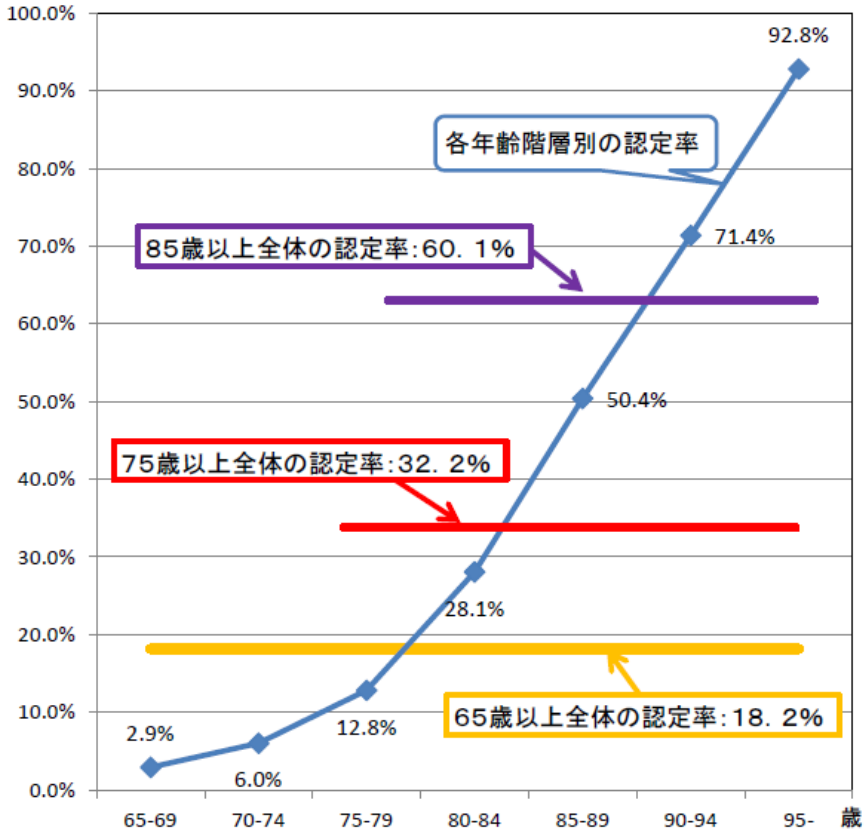

出典：総務省統計局人口推計及び介護給付費等実態調査（平成29年10月審査分）

人口１人当たりの介護給付費（年齢階級別）

○一人当たり介護給付費は85歳以上の年齢階級で急増。

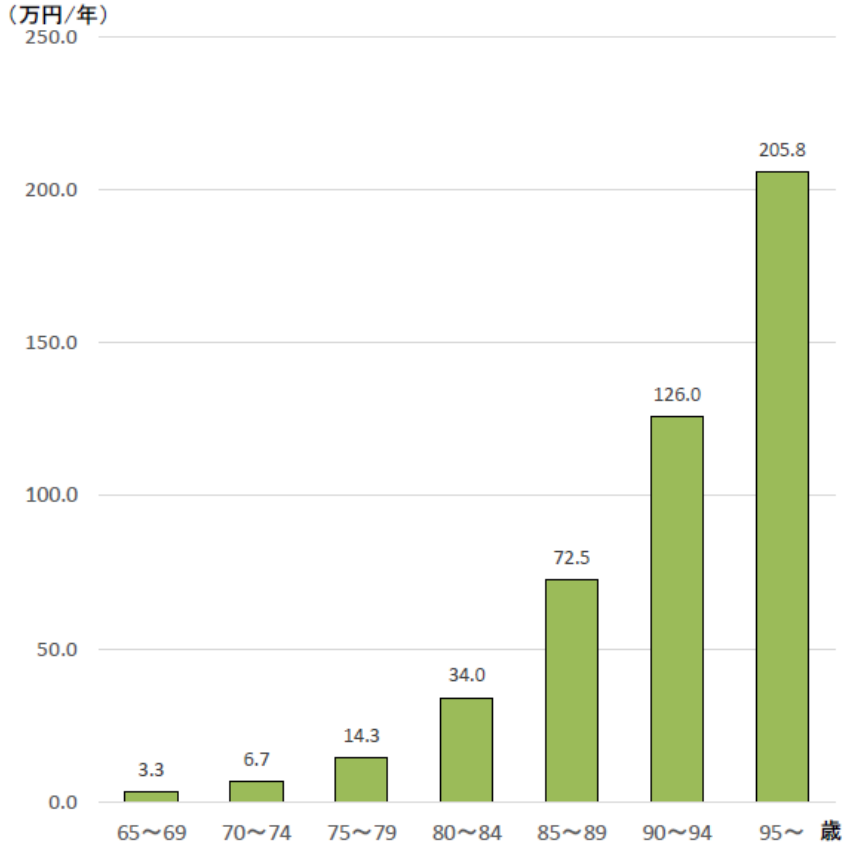

出典：平成29年度「介護給付費等実態調査」を元に老健局で推計
注）高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費は含まない。
　　補足給付に係る費用は、サービスごとに年齢階級別受給者数に応じて按分。

厚生労働省老健局「介護保険制度をめぐる状況について」平成31年2月25日社会保障審議会介護保険部会（第75回）資料3p.15

1　指導・監査とは

2　実地指導の流れ，方針

3　実地指導の指摘事項

4　介護保険制度の状況

5　参考情報

5　参考情報(提出書類)

提出書類(変更届，指定更新等)について

・主な様式は広域連合のホームページに掲載

・御提出いただいた書類は公文書として保存

5　参考情報（提出書類）

提出書類（変更届，指定更新等）について

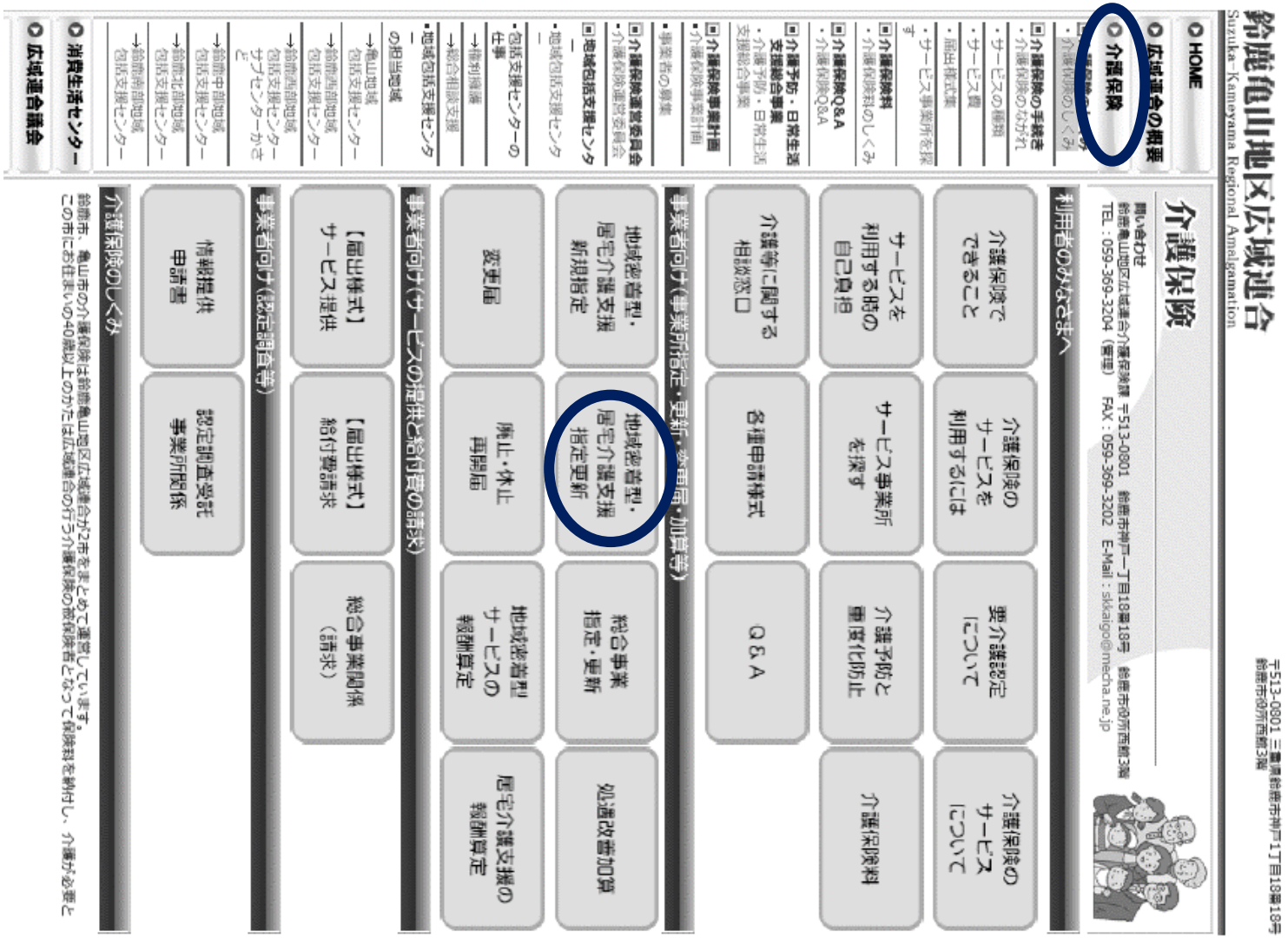

5　参考情報（参考書籍紹介）

運営基準等については，条例及び下記参考書籍等を御参照ください。

〇参考書籍紹介

・中央法規ほか「介護保険六法」

・社会保険研究所

「介護報酬の解釈　１単位数表編」

「介護報酬の解釈　２指定基準編」

「介護報酬の解釈　３QA・法令編」

従業者の皆様へも伝達講習等の
御対応をお願いします。